

甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第39号

改正 令和6年4月1日 告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向けて、電気自動車及び燃料電池自動車を購入した者に対し、予算の範囲内で甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）であって、自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。

2 「燃料電池自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、自動車検査証の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助金の交付対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、電気自動車又は燃料電池自動車であり、かつ、次の各号のいずれにも該当しているものとする。

- (1) 自動車検査証の使用本拠の位置が、市内であること
- (2) 自動車検査証の自家用及び事業用欄に自家用と記載されているものであること。
- (3) 自動車検査証の初度登録年月日が、この要綱による補助金の交付決定を受ける日の属する年度内であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、

自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した個人のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条の規定による申請を行う日において、甲州市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
- (3) 補助対象自動車の自動車検査証上の所有者であること。ただし、割賦販売の場合については、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象自動車の購入に要した費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費以内で市長が定める額とし、次の各号に掲げる補助対象自動車の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 電気自動車 5万円
- (2) 燃料電池自動車 10万円

2 補助金の交付は、一の世帯につき補助対象自動車1台限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 規則第2条の規定による申請は、当該車両の初度登録日の属する年度の末日までに、甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 補助対象経費の支払いを確認できる書類
- (3) 補助対象自動車の割賦販売契約にかかる書面の写し（割賦販売契約を行っている場合に限る。）
- (4) 当該車両の前後を撮影した写真（ナンバープレートが確認できるもの）
- (5) 振込口座のわかるもの（通帳又はキャッシュカードの写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、規則第6条の規定による実績報告とみなす。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 規則第4条の規定による通知は、甲州市電気自動車購入費及び燃料電池自

動車補助金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知は、規則第7条の規定による通知とみなす。

（財産処分等の制限等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した補助対象自動車（次項において「補助車両」という。）を、善良な管理者の注意を持って管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、次項に規定する届出事項の遵守状況を確認するため、補助金を交付した後の年度においても、補助事業者に対し当該補助車両の自動車検査証の写しの提出を求めることができる。

3 補助事業者は、新車登録の日から起算して、法定耐用年数（普通車にあつては、6年、軽自動車にあつては、4年）を経過する以前に売却し、贈与し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとする（以下「処分等」という。）ときは、あらかじめ甲州市電気自動車購入費及び燃料電池自動車購入費補助金に係る財産処分等承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項に規定する届出書の提出があつたときは、その内容を精査し、処分等を承認したときは、甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金に係る財産処分等承認通知（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の承認をするときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の額（法定耐用年数を月数に換算したのから既に使用した月数を減じた期間に相当する補助金の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））の返還を命ずるものとする。ただし、天災等による破損、当該補助事業者の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由で当該補助対象自動車を処分等するときは、この限りでない。

6 第3項の承認を受けた補助事業者は、当該承認に係る処分等をしたときは、甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金に係る財産処分等報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長にその旨を報告しなければならない。

（交付決定の取消通知書）

第10条 市長は、規則第8条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金取消通知書（様式第6号）に

より当該補助事業者に通知するものとする。

(情報提供の協力)

第11条 補助事業者は、市が行う電気自動車及び燃料電池自動車等に関する調査等へ協力を求められた場合は、当該調査等への協力を努めるものとする。

(検査等)

第12条 市長は、必要に応じて補助対象自動車等について報告させ、又は検査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年3月31日告示第39号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第58号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書

甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金の交付を受けたいので、甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請にあたり、私の世帯の市税の滞納状況を確認することについて同意します。

1. 申請の概要

1. 車両の種類	<input type="checkbox"/> 電気自動車	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車
2. 車名		
3. 登録日	年	月 日
4. 購入日	年	月 日
5. 車両本体価格（税抜）		円
6. 補助金交付申請額		円

添付書類

- （1） 自動車検査証の写し
- （2） 補助対象経費の支払いを確認できる書類
- （3） 割賦販売により購入した場合は、その契約にかかる書面の写し
- （4） 当該車両の前後を撮影した写真（ナンバープレートが確認できること）
- （5） 振込口座のわかるもの（通帳又はキャッシュカードの写し）
- （6） その他市長が必要と認める書類

2. 補助金の口座振込先

金融機関名	支店名	区分	口座番号	口座名義 （申請者と同一のこと）
		普通 当座		カ タ カ ナ

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

補助金交付決定額 _____ 円

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住所
氏名
電話

甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金に係る財産処分等承認申請書

年 月 日付け甲州環第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業に関する財産処分について、甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 処分する車両 車 名：
型 式：
車両番号：
- 2 処分の予定日 年 月 日 財産取得日からの期間 年 月
- 3 処分の内容 売買 贈与 交換 廃棄 貸し付け その他（ ）
- 4 処分の理由
- 5 処分の条件（該当項目に○をつける。その他の場合には理由を記入）
 1. 補助金を返納します。
 2. その他

添付書類

1. 処分する車両の自動車検査証の写し
2. 財産を処分した日がわかる書類

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金に係る財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金に係る財産処分については、次のとおり承認したので通知します。

- 1 対象車両 車名： _____
型式： _____
車両番号： _____
- 2 返還金額 _____ 円
- 3 返還方法 別添の納付書により、納付期限までに納付してください。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

住所

氏名

電話

甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金に係る財産処分等報告書
年 月 日付け第 号で処分の承認を受けた財産について、次のとおり処分したため報告します。

処分の方法

処分が完了した日

年 月 日

備考

上記の記載内容を証明する書類として別紙のとおり添付します。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金取消通知書

年 月 日付けで決定した甲州市電気自動車及び燃料電池自動車購入費補助金事業については、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

1 交付決定通知書番号 _____ 年 月 日付け第 号 _____

2 取り消しの理由 _____

